

戸田市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

戸田市教育委員会

教育長 戸ヶ崎 勤

戸田市教育委員会規則第4号

戸田市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

戸田市立学校給食センター条例施行規則(昭和45年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「180日以上昼食」を「原則、次の日数の昼食時」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 小学校

ア 1年生 170日以上

イ 2年生から6年生まで 180日以上

(2) 中学校

ア 1年生・2年生 180日以上

イ 3年生 164日以上

第6条中「長」の次に、「並びにその他の別に納付を行う者」を加え、「翌月20日」を「原則、翌月末日」に改める。

第7条第3号の次に次の1号を加える。

(4) その他日割りによる計算により給食費を徴収することが適当であると市長が認めるとき。

第8条第1項中「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者から数えて3人目の児童(以下「第3子」という。)を養育する者について、次に掲げるところにより行うもの」を「次に掲げるとおり」に改め、同項ただし書中「保護その他公的扶助制度により学校給食費に相当する額」を「教育扶助及び学校給食法(昭和29年法律第160号)に基づく要保護児童生徒援助費補助金による就学援助により、学校給食費全額に相当する額」に改め、同項第1号中「次のいずれにも該当する者」を「市立の小・中学校に在籍する児童及び生徒に係る給食費」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2項から第5項までを削る。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。